

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	富岡町 (07543)
地域名 (地域内農業集落名)	大菅・新夜ノ森地区 (大菅・夜ノ森)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	35.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	35.8 ha
② 田の面積	29.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	— ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、町の北東部に位置し、大菅・新夜ノ森行政区からなる区域である。
 東日本大震災後、令和5年4月1日に当地区の避難指示が解除され、地元農家ならびに外部農業法人による営農が開始された。現在、当地区の営農再開率は3割ほどとなっている。
 これまで町全体で「福島県営農再開支援事業」の管理耕作を活用してきたが、この事業が令和7年度までとなり、令和8年度以降の事業展開は不透明となっている。
 今後、本格的な営農再開へ向けて、農業者の高齢化や担い手不足、それにともない増加が懸念される遊休農地や耕作放棄地への対策といった課題対応が急務である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

新たな担い手となり得る農業者を地域内はもとより、地域外からも積極的に受け入れていくことで農地を利用する者を確保・育成していく。その上で担い手への農地の集積・集約化や条件整備などによる農地の再分配などを推進し、担い手を中心に地域全体で農地を活用していく体制を築いていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の農地についても可能な限り必要な保全および管理を行っていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	%	将来の目標とする集積率	%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の担い手の状況に応じて、集団化・集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
福島県営農再開支援事業は令和7年度までとなっており、令和8年度以降の補助事業の展開は不透明となっている。そのため、令和8年度以降の補助事業の動向を伺いつつ、農地中間管理機構の活用も視野に入れながら、担い手への農地の集積、さらに認定農業者を中心に農地を集約化して団地面積の拡大を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
令和7年度までは福島県営農再開支援事業を活用する予定。令和8年度以降の補助事業展開により、農地中間管理機構の活用について改めて検討する。
(3)基盤整備事業への取組
農地の集積・集約化を見据えながら、担い手(受け手)の意向を踏まえたうえで、必要な基盤整備を検討・実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
福島県農業経営・就農支援センターならびにJA、農地中間管理機構などと連携し、地域内のみならず、地域外の意欲的な経営体を募るなど新たな担い手を確保していく。さらに移住者の受け入れについても積極的に進め、新規就農者の育成にも力を入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現時点では予定していないものの、担い手不足などを鑑み、今後検討を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策として防止柵を設置

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		野菜	13.75 ha	ha	野菜	13.75 ha	ha	01	
認就		水稻	3.44 ha	ha	水稻	4.33 ha	ha	02	
認農		水稻・大豆	9.9 ha	ha	水稻・大豆	9.9 ha	ha	03	
認農		デントコーン	4 ha	ha	デントコーン	4 ha	ha	04	
利用者		水稻	0.00 ha	ha	水稻	7.0 ha	ha	05	
認農		水稻	1.8 ha	ha	水稻	1.8 ha	ha	06	
認就		野菜	1.7 ha	ha	野菜	1.7 ha	ha	07	
認農		野菜	2.13 ha	ha	野菜	2.2 ha	ha	08	
利用者		水稻	0.00 ha	ha	水稻	0.38 ha	ha	09	
利用者		野菜	0.09 ha	ha	野菜	0.09 ha	ha	10	
利用者		野菜	0.06 ha	ha	野菜	0.06 ha	ha	11	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		36.87 ha	0 ha		45.21 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

